

諮問日：令和2年1月30日（令和元年度（最情）諮問第57号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（最情）答申第27号）

件名：司法修習生採用選考申込書の特定の項目の記載理由が分かる文書の不開示
判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生採用選考申込書において、逮捕歴及び補導歴まで記載させている理由が分かる文書（裁判所HPに掲載されている文書は除く。）（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年11月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「司法修習生採用選考申込書において、採用選考申込者に逮捕歴及び補導歴を記載させる理由が分かる文書（裁判所HPに掲載されている文書は除く。）（最新版）」と整理した。

逮捕歴及び補導歴を記載させる理由が分かる文書として「司法修習生採用選考申込書」及び「令和元年度司法修習生採用選考要項」が挙げられるが、これらの文書は開示申出時に裁判所ホームページに掲載されていることから対象文

書ではなく、また、その他に対象文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年1月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月18日 審議
- ④ 同年10月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 司法修習生については、最高裁判所が、司法試験に合格した者の中から採用すること、最高裁判所の定める一定の事由があるときは罷免することができることが規定され（裁判所法66条1項、68条）、さらに、司法修習生の罷免事由が定められている（司法修習生に関する規則17条、18条）。これらの規定の趣旨から、最高裁判所においては、司法修習生の採用選考に関し、罷免事由をも考慮して、司法修習生採用選考審査基準（令和元年7月3日付け）を定め、同審査基準中に不採用事由について明記しているものと認められる。司法修習生としての採用を希望する者は、同審査基準をも踏まえて採用選考の申込みを行うものと考えられる。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、「司法修習生採用選考申込書」の「12 不採用事由等の有無」欄に、「(3) 審査基準(2)ア(エ)関係」として、「かつて起訴（略式起訴を含む。）又は逮捕（補導）されたことの有無」を記載する箇所があることが認められ、また、「令和元年度司法修習生採用選考要項」には、上記司法修習生採用選考審査基準が掲載されており、同審査基準(2)ア(エ)は、司法修習生の不採用事由の一つとして、「品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者」を掲げていることが認められる。これらの各文書の記載内容を踏まえれば、「司法修習生採用選考申込書」において逮捕歴及び補導歴を記載させる理由は明らかであるということが出来るから、この

ほかに同申込書の記載欄の一つ一つにつき、それぞれ申込者に記載をさせる理由を説明した文書が存在することは通常考え難い。このことからすれば、「司法修習生採用選考申込書」及び「令和元年度司法修習生採用選考要項」は本件開示申出時に裁判所ホームページに掲載されていることから対象文書ではなく、それ以外に本件開示申出文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子